

令和7年度第2回「川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会」資料

介護情報基盤について

健康福祉局長寿社会部介護保険課

介護情報基盤とは

- ▶ 介護情報基盤とは、各介護事業所や自治体等に分散している介護情報等を、電子的に閲覧できる情報基盤を整備し、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる環境を構築することにより、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るものです。
- ▶ これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図り、さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図ります。
- ▶ 本市における介護情報基盤への情報連携につきましては、令和10年4月1日開始を予定していますが、正式な情報連携時期が決定しましたら改めてお知らせします。
- ▶ 介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援として、介護情報基盤の導入に係る費用の助成金の交付があります。申請期間は令和7年10月17日から令和8年3月13日（予定）までとなっています。詳細については、介護情報基盤ポータルをご確認ください。

介護情報基盤ポータルサイト

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

公益社団法人国民健康保険中央会が設置したポータルサイトです。

介護情報基盤の概要

介護事業所のみなさまへ



介護事業所のみなさま向け資料

目次

- 1 介護情報基盤とは
- 2 介護事業所のみなさまが実現できること
- 3 具体的な業務の変化
- 4 準備ステップ
- 5 今後のスケジュール
- 6 今後発信する情報



1

介護情報基盤とは



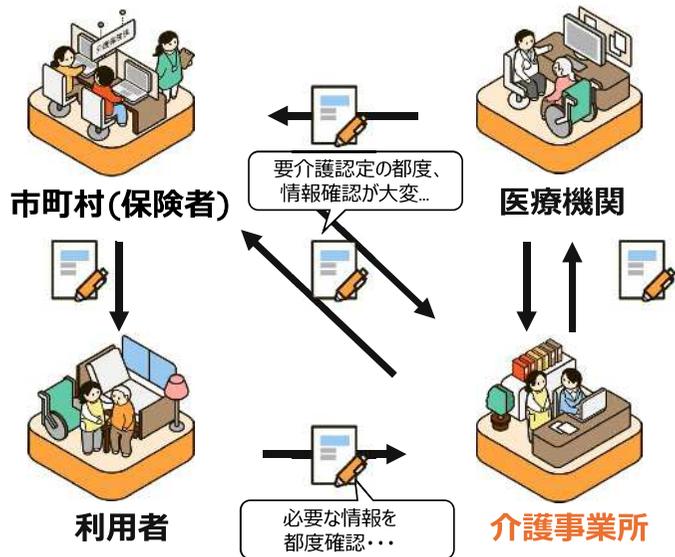
1. 介護情報基盤とは

情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報をひとつに集約し、サービス間を連携します。介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

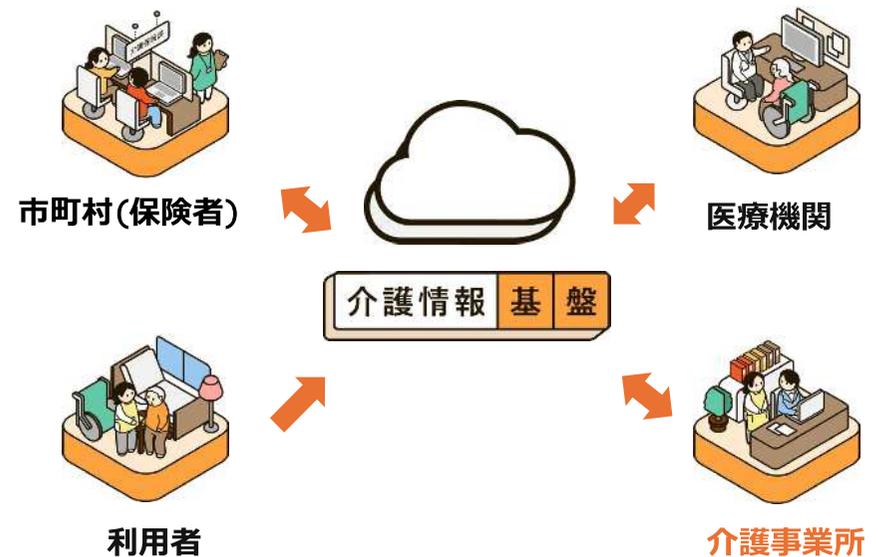
これまで

- 紙でのやりとりが多く負担が多い
- 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



1. 介護情報基盤とは

介護情報基盤の3つのメリット

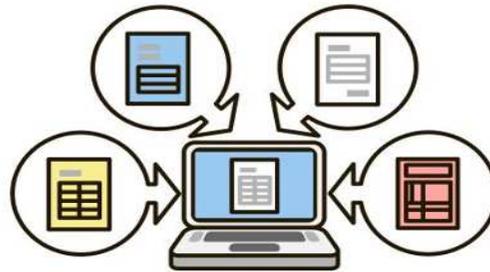
介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

事務作業の効率化



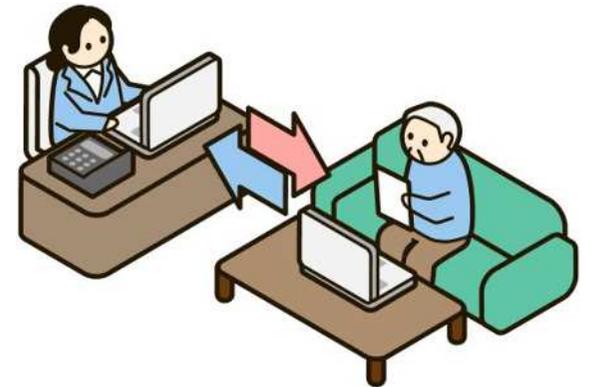
紙での手間や負担のかかる作業が減り、**より素早く容易に**仕事をこなせます。

情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの**情報を集約し、サービス間で共有**できます。

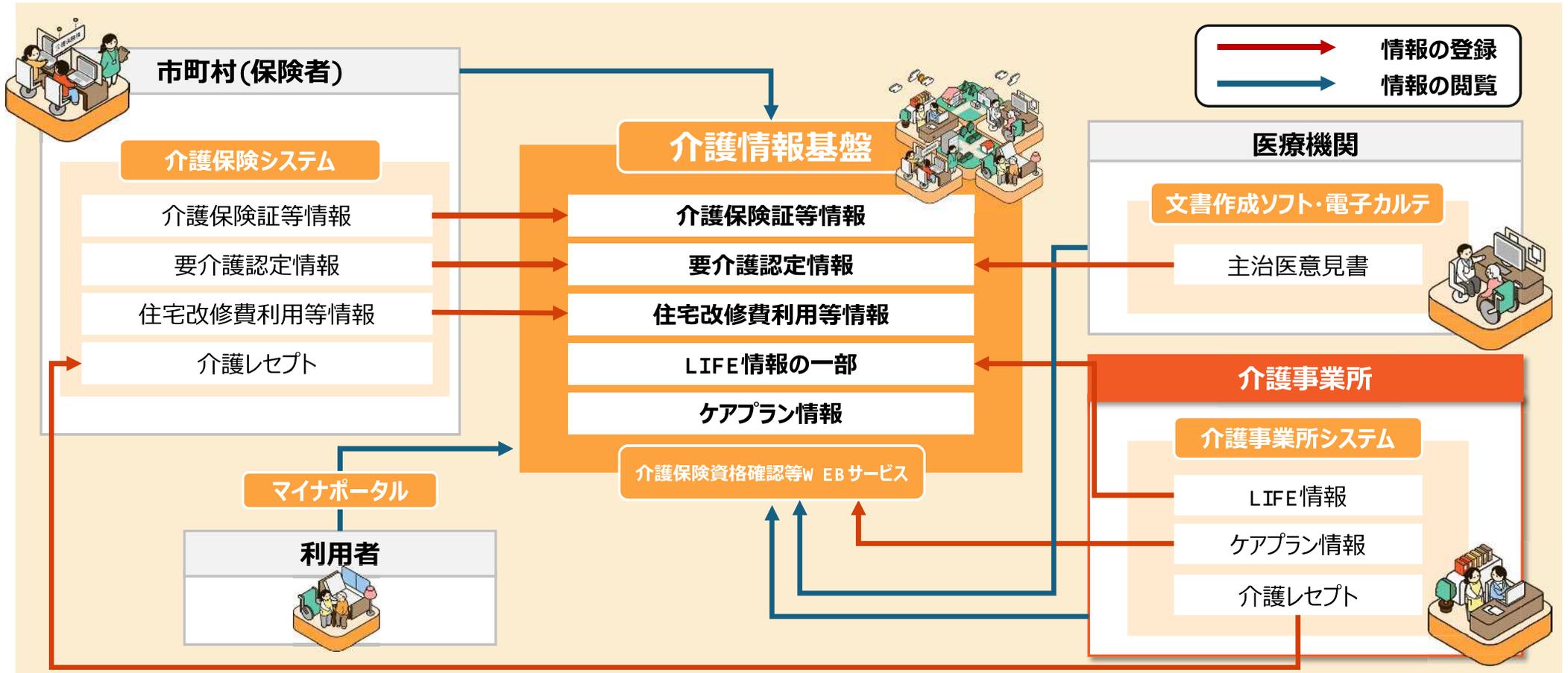
手続きをリアルタイムで



申請・提出・受理などの作業を、**郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結**できます。

1. 介護情報基盤とは 全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録・管理できるようになります。



2

介護事業所のみなさまが実現できること



2. 介護事業所のみなさまが実現できること

大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で介護事業所が実現できる価値を3点にまとめました。

① いつでも情報を確認



介護事業所職員やケアマネジャーが、要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できます。

② やりとりの負担を軽減



給付に必要な情報をデジタル上で確認できるため、利用者・家族に情報を探していただく依頼をしたり、市町村へ問い合わせいただいたりする負担が減ることが期待できます。

③ 質の高いケア



介護に関する情報収集が効率化されることで、本来的な業務に集中できるようになり、介護を受ける人にさらに寄り添ったサービスを提供できます。

2. 介護事業所のみなさまが実現できること

①いつでも情報を確認

介護事業所職員やケアマネジャーが、要介護認定やケアプラン作成に必要な情報を即座に確認可能となります。

オンラインで確認可能

要介護認定情報

介護保険証等
情報

住宅改修費
利用等情報



待ち時間なく・ストレス少なく
情報を得られる

更新・進捗状況など
常に最新の情報を把握



2. 介護事業所のみなさまが実現できること

② やりとりの負担を軽減

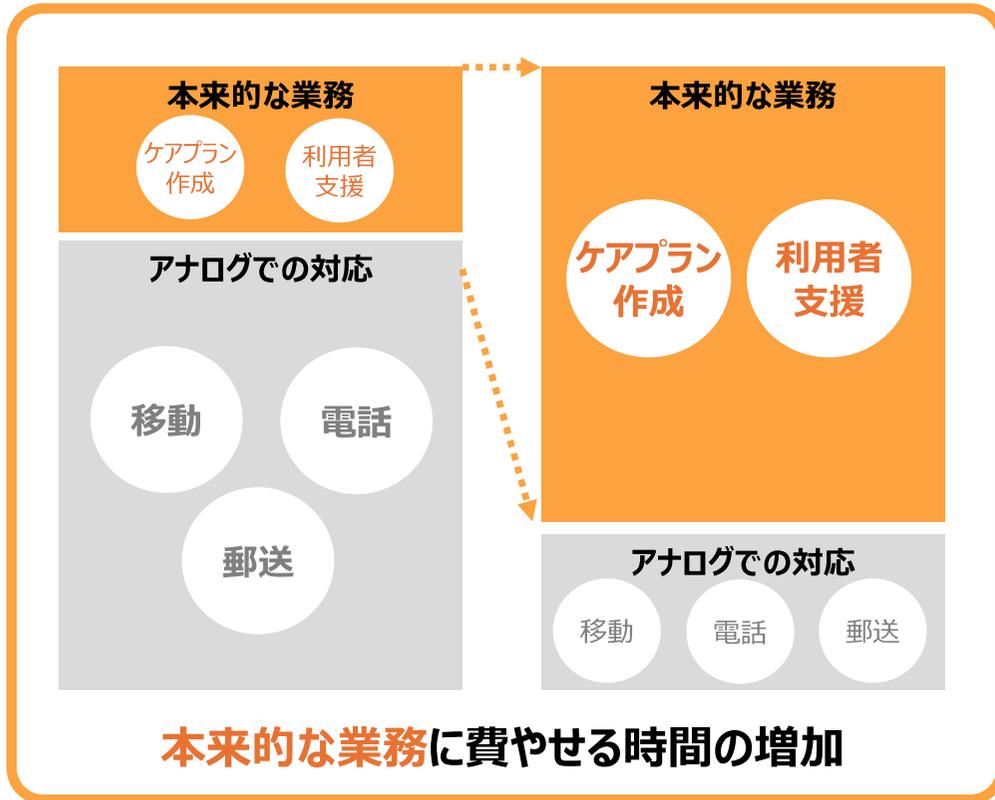
利用者・家族・自治体など関係者とのあいだで存在した、紙・電話ベースの大変なやりとりを削減します。



2. 介護事業所のみなさまが実現できること

③ 質の高いケア

業務時間が最適化されることで、本質的なケアにより向き合えるようになります。



より介護を受ける人の 思いに寄り添うサービスが可能に

ヒアリング・計画など
大切なことに
時間を掛けられる

ゆとりをもって
利用者と向き合える



3

具体的な業務の変化



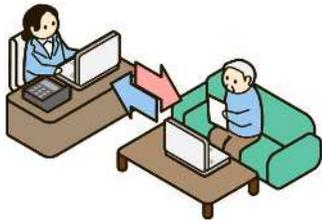
3. 具体的な業務の変化

具体的な業務の変化（全体）

介護事業所のみなさまの業務の具体的な変化について、以下のカテゴリ別に、これまで・これからを比較しながらご説明します。

1

資格情報等の確認業務



- ・ 給付に必要な証書の収集
- ・ 証書の更新確認

2

要介護認定事務



- ・ 要介護認定の申請受付
- ・ 認定進捗の確認
- ・ 認定結果の受領・確認
- ・ 認定関連書類の取得

3

住宅改修費・福祉用具購入費の 利用状況確認



- ・ 利用状況問い合わせ

4

居宅サービス計画依頼届出の代行申請等



- ・ 本人確認・届出提出

3. 具体的な業務の変化

① 資格情報等の確認業務

これまで

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を利用者や家族に探してもらう

証書の更新確認

- 限度額認定証等、年に1度更新があるものについては、更新の度に利用者の自宅に届く証の内容を確認する必要がある



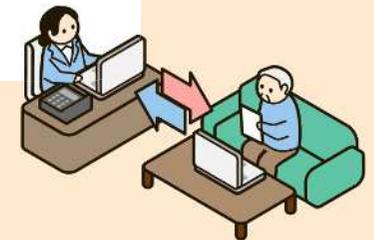
これから

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報は**介護保険資格確認等W EBサービスで即座に確認が可能となる**
(介護保険資格確認等W EBサービスは以下「介護W EBサービス」という)

証書の更新確認

- 更新された内容も**介護W EBサービスで容易に確認が可能となる**



3. 具体的な業務の変化

② 要介護認定事務

これまで

要介護認定の申請受付

- 要介護認定の（代行）申請を行う
- 認定調査を行う（更新の場合）

認定進捗の確認

- 認定結果を待ち、遅い場合は電話や窓口等で自治体に**進捗確認の問い合わせを行う負担がある**

認定結果の受領・確認

- **利用者の自宅に訪問し、書面で送られてくる要介護度を確認する**

認定関連書類の取得

- ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）を**窓口・郵送で受け取り、書類を参考にケアプランの作成を行う**



これから

要介護認定の申請受付

- 要介護認定の（代行）申請を行う
- 認定調査を行う（更新の場合）

認定進捗の確認

- 認定審査期間中の進捗確認は介護W EBサービス経由で**職員でも確認できる**
(利用者ご本人もマイナポータル経由で確認可能)

認定結果の受領・確認

- 要介護度が決定したら、介護W EBサービス経由で**更新された情報を、すぐ確認**できる

認定関連書類の取得

- ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）は、介護W EBサービス経由で**ケアマネジャー等が確認**できる
(窓口・郵送での受取が不要となる)



3. 具体的な業務の変化

③住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況

これまで

利用状況問い合わせ

- 電話等で利用状況を確認する必要がある



これから

利用状況問い合わせ

- 介護W EBサービス経由で、**事業所自ら確認**することが可能となり負担が減る



3. 具体的な業務の変化

④ 居宅サービス計画依頼届出の代行申請等

これまで

本人確認・届出提出

- 本人確認の上、居宅サービス計画作成届出を書面で自治体窓口にて代行提出



これから

本人確認・届出提出

- 介護WEBサービスでより手軽に
本人確認の上、代行提出が可能となる



4

準備ステップ



4. 準備ステップ

活用可能になるまでの流れ（事業所内の準備）

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
STEP 2 については、必要に応じて導入支援事業者の活用が可能です。
詳しくは、[導入準備作業手引き](#)をご確認ください。

1

利用する端末の準備

事業所内に
インターネット接続可能な
端末があるかを確認



2

各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストールする※
- ✓ マイナンバーカード読み取り機器
あるいはカードリーダーを用意する
- ✓ マイナンバーカード読み取り用アプリの
インストール・設定を行う
- ✓ 介護W EBサービスの設定・
（事業所認証等）
接続確認・ユーザー設定を行う

※介護保険証明書もしくは介護DX証明書が必要です。
オンライン請求システム（医療保険）の証明書とは異なります。

必要に応じて導入支援事業者の活用が可能

4. 準備ステップ

活用可能になるまでの流れ

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
各市町村（保険者）の対応状況は、[こちら](#)よりご確認ください。

3

各市町村（保険者）の 対応状況を確認

各市町村（保険者）で
介護情報基盤への接続が始まっているか
どうかの確認を行う



4

最終確認

介護WEBサービスの
設定（事業所認証等）・接続確認・
ユーザー設定等の最終確認を行う



5

活用開始

介護WEBサービスを通じて
介護情報基盤の利用を開始できる



ケアプランデータや
LIFE情報の一部を関係者と
共有できる。
(順次対応)

5

今後のスケジュール

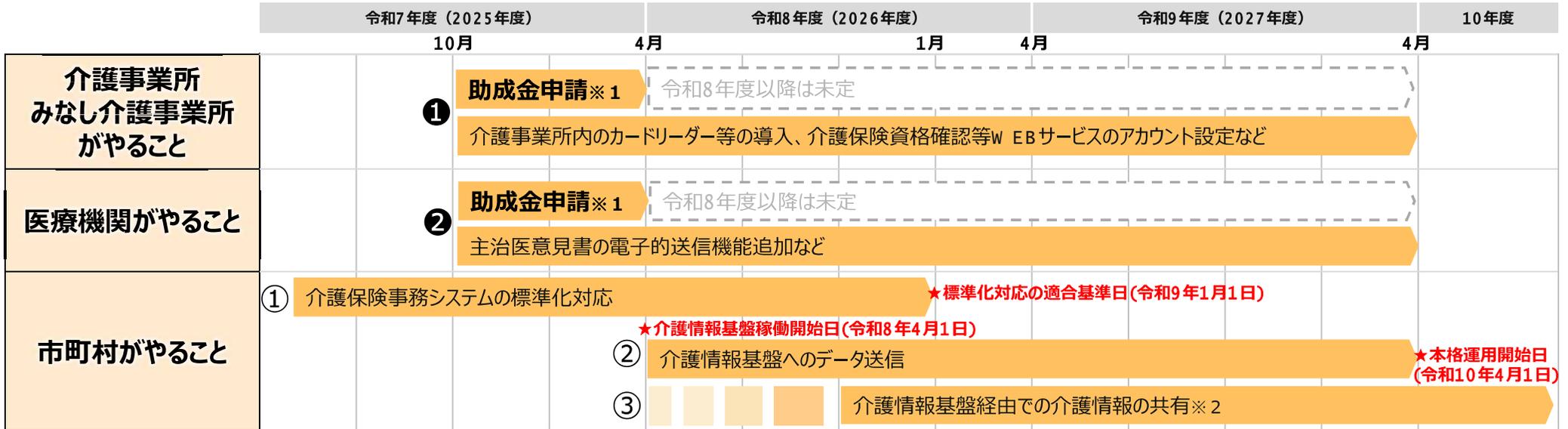


5.今後のスケジュール

今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

介護事業所 みなし介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等W EBサービスのアカウント設定などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ② 介護情報基盤を活用した主治医意見書の連携を行うには、主治医意見書の電子的送信機能追加などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応を令和9年1月1日までに完了します。 ② 介護保険事務システムの標準化対応の終了後、介護情報基盤へのデータ送信を行います。 ③ 市町村のデータ送信が完了次第、介護情報基盤を活用した介護情報の共有が可能になります。



※1 本年度の助成金申請受付は令和8年3月13日までを予定

※2 介護保険事務システムの標準化対応が完了し、介護情報基盤へのデータ送信が完了した市町村が対象

6

今後発信する情報

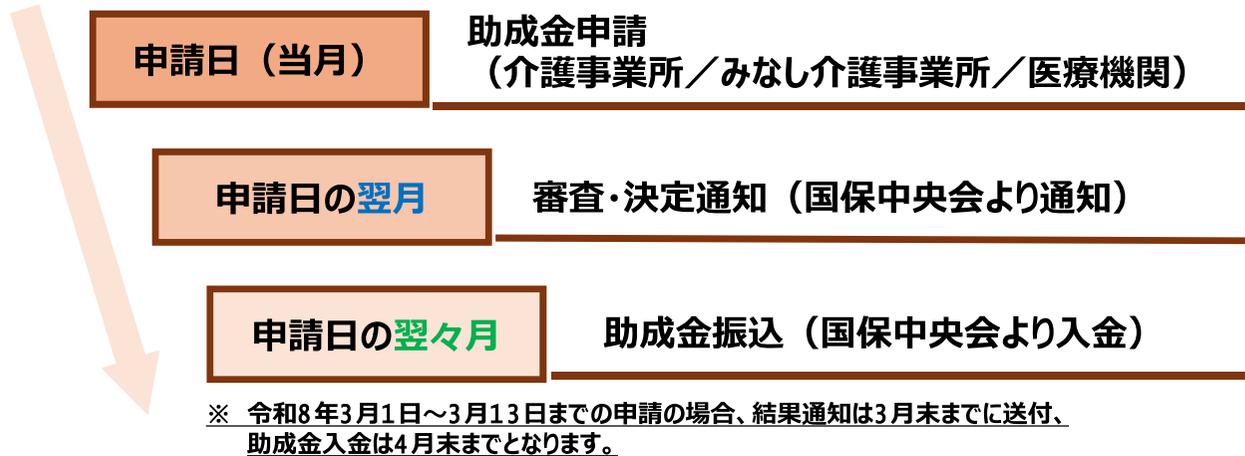


6. 今後発信する情報

助成金に関する情報発信

医療機関のみなさまが、介護情報基盤をより活用しやすくするため、**各種助成金を準備**しております。

- 令和7年度の助成金申請は令和7年10月17日～令和8年3月13日(予定)です。
令和8年度以降の助成金申請は未定となっています。
- 申請いただいた内容・添付書類をもとに、国民健康保険中央会にて審査を行います。審査及び結果通知は助成金申請日の翌月、振込は助成金申請日の翌々月となります。
- 助成金内容に不備が認められた場合、書類の再提出等が必要となります。不備がないようご注意ください。



助成金申請については[助成金実施要項および助成金申請手続き](#)をご確認ください。